

〔参考資料（全国）〕

第1表 施設・業務の種別にみた医師数及び構成割合

各年12月31日現在

	医師数(人)		増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合 (%)	人口10万対(人)	
	令和4年	令和2年				令和4年	令和2年
総数 ¹⁾	343,275	339,623	3,652	1.1	100.0	274.7	269.2
男	262,136	262,077	59	0.0	76.4	209.8	207.8
女	81,139	77,546	3,593	4.6	23.6	64.9	61.5
医療施設の従事者	327,444	323,700	3,744	1.2	95.4	262.1	256.6
病院の従事者	220,096	216,474	3,622	1.7	64.1	176.2	171.6
病院（医育機関附属の病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	5,251	5,142	109	2.1	1.5	4.2	4.1
病院（医育機関附属の病院を除く）の勤務者	155,175	153,851	1,324	0.9	45.2	124.2	122.0
医育機関附属の病院の勤務者	59,670	57,481	2,189	3.8	17.4	47.8	45.6
臨床系の教官又は教員	28,440	30,384	△ 1,944	△ 6.4	8.3	22.8	24.1
臨床系の大学院生	4,725	5,576	△ 851	△ 15.3	1.4	3.8	4.4
臨床系の勤務医	26,505	21,521	4,984	23.2	7.7	21.2	17.1
診療所の従事者	107,348	107,226	122	0.1	31.3	85.9	85.0
診療所の開設者又は法人の代表者	70,360	72,586	△ 2,226	△ 3.1	20.5	56.3	57.5
診療所の勤務者	36,988	34,640	2,348	6.8	10.8	29.6	27.5
介護老人保健施設の従事者	3,298	3,405	△ 107	△ 3.1	1.0	2.6	2.7
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	375	373	2	0.5	0.1	0.3	0.3
介護老人保健施設の勤務者	2,923	3,032	△ 109	△ 3.6	0.9	2.3	2.4
介護医療院の従事者	350	298	52	17.4	0.1	0.3	0.2
介護医療院の開設者又は法人の代表者	32	31	1	3.2	0.0	0.0	0.0
介護医療院の勤務者	318	267	51	19.1	0.1	0.3	0.2
医療施設・介護老人保健施設・介護医療院以外の従事者	9,181	9,419	△ 238	△ 2.5	2.7	7.3	7.5
医育機関の臨床系以外の大学院生	596	738	△ 142	△ 19.2	0.2	0.5	0.6
医育機関の臨床系以外の勤務者	2,730	3,011	△ 281	△ 9.3	0.8	2.2	2.4
医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	1,425	1,474	△ 49	△ 3.3	0.4	1.1	1.2
行政機関・産業医・保健衛生業務の従事者	4,430	4,196	234	5.6	1.3	3.5	3.3
行政機関の従事者	1,856	1,805	51	2.8	0.5	1.5	1.4
産業医	1,427	1,308	119	9.1	0.4	1.1	1.0
保健衛生業務の従事者 ²⁾	1,147	1,083	64	5.9	0.3	0.9	0.9
その他の者	2,979	2,775	204	7.4	0.9	2.4	2.2
その他の業務の従事者	890	777	113	14.5	0.3	0.7	0.6
無職の者	2,089	1,998	91	4.6	0.6	1.7	1.6

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

2 「行政機関の従事者」・「産業医」以外の血液センター、生命保険会社（嘱託医）、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者。

第2表 施設・業務の種別にみた歯科医師数及び構成割合

各年12月31日現在

	歯科医師数(人)		増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合 (%)	人口10万対(人)	
	令和4年	令和2年				令和4年	令和2年
総数 ¹⁾	105,267	107,443	△ 2,176	△ 2.0	100.0	84.2	85.2
男	77,854	80,530	△ 2,676	△ 3.3	74.0	62.3	63.8
女	27,413	26,913	500	1.9	26.0	21.9	21.3
医療施設の従事者	101,919	104,118	△ 2,199	△ 2.1	96.8	81.6	82.5
病院の従事者	11,662	12,329	△ 667	△ 5.4	11.1	9.3	9.8
病院(医育機関附属の病院を除く)の開設者又は法人の代表者	33	19	14	73.7	0.0	0.0	0.0
病院(医育機関附属の病院を除く)の勤務者	3,223	3,211	12	0.4	3.1	2.6	2.5
医育機関附属の病院の勤務者	8,406	9,099	△ 693	△ 7.6	8.0	6.7	7.2
臨床系の教官又は教員	3,320	3,514	△ 194	△ 5.5	3.2	2.7	2.8
臨床系の大学院生	1,417	1,546	△ 129	△ 8.3	1.3	1.1	1.2
臨床系の勤務医	3,669	4,039	△ 370	△ 9.2	3.5	2.9	3.2
診療所の従事者	90,257	91,789	△ 1,532	△ 1.7	85.7	72.2	72.8
診療所の開設者又は法人の代表者	56,767	58,867	△ 2,100	△ 3.6	53.9	45.4	46.7
診療所の勤務者	33,490	32,922	568	1.7	31.8	26.8	26.1
介護老人保健施設の従事者	34	28	6	21.4	0.0	0.0	0.0
介護医療院の従事者	3	6	△ 3	△ 50.0	0.0	0.0	0.0
医療施設・介護老人保健施設・介護医療院以外の従事者	1,562	1,646	△ 84	△ 5.1	1.5	1.3	1.3
医育機関の臨床系以外の大学院生	126	148	△ 22	△ 14.9	0.1	0.1	0.1
医育機関の臨床系以外の勤務者	867	900	△ 33	△ 3.7	0.8	0.7	0.7
医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	201	213	△ 12	△ 5.6	0.2	0.2	0.2
行政機関又は保健衛生業務の従事者	368	385	△ 17	△ 4.4	0.3	0.3	0.3
行政機関の従事者	314	322	△ 8	△ 2.5	0.3	0.3	0.3
行政機関を除く保健衛生業務の従事者 ²⁾	54	63	△ 9	△ 14.3	0.1	0.0	0.0
その他の者	1,747	1,619	128	7.9	1.7	1.4	1.3
その他の業務の従事者	440	399	41	10.3	0.4	0.4	0.3
無職の者	1,307	1,220	87	7.1	1.2	1.0	1.0

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

2 血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者。

第3表 施設・業務の種別にみた薬剤師数及び構成割合

各年12月31日現在

	薬剤師数 (人)		増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合 (%)	人口10万対 (人)	
	令和4年	令和2年				令和4年	令和2年
総数 ¹⁾	323,690	321,982	1,708	0.5	100.0	259.1	255.2
男	124,183	124,242	△ 59	0.0	38.4	99.4	98.5
女	199,507	197,740	1,767	0.9	61.6	159.7	156.8
薬局の従事者	190,735	188,982	1,753	0.9	58.9	152.7	149.8
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者) ²⁾	13,587	14,243	△ 656	△ 4.6	4.2	10.9	11.3
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者以外) ²⁾	3,136	3,109	27	0.9	1.0	2.5	2.5
薬局の勤務者(管理者) ²⁾	48,347	46,661	1,686	3.6	14.9	38.7	37.0
薬局の勤務者(管理者以外) ²⁾	125,665	124,969	696	0.6	38.8	100.6	99.1
医療施設の従事者	62,463	61,603	860	1.4	19.3	50.0	48.8
医療施設で調剤・病棟業務に従事する者	59,574	58,801	773	1.3	18.4	47.7	46.6
医療施設でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	2,889	2,802	87	3.1	0.9	2.3	2.2
病院の従事者	56,585	55,948	637	1.1	17.5	45.3	44.4
病院で調剤・病棟業務に従事する者	54,845	54,255	590	1.1	16.9	43.9	43.0
病院でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	1,740	1,693	47	2.8	0.5	1.4	1.3
診療所の従事者	5,878	5,655	223	3.9	1.8	4.7	4.5
診療所で調剤・病棟業務に従事する者	4,729	4,546	183	4.0	1.5	3.8	3.6
診療所でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	1,149	1,109	40	3.6	0.4	0.9	0.9
介護保険施設の従事者	1,091	988	103	10.4	0.3	0.9	0.8
介護老人保健施設の勤務者	959	884	75	8.5	0.3	0.8	0.7
介護医療院の勤務者	132	104	28	26.9	0.0	0.1	0.1
大学の従事者	4,902	5,111	△ 209	△ 4.1	1.5	3.9	4.1
大学の勤務者(研究・教育)	4,442	4,590	△ 148	△ 3.2	1.4	3.6	3.6
大学院生又は研究生	460	521	△ 61	△ 11.7	0.1	0.4	0.4
医薬品関係企業の従事者	37,086	39,044	△ 1,958	△ 5.0	11.5	29.7	31.0
医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)に従事する者 ³⁾	25,786	27,331	△ 1,545	△ 5.7	8.0	20.6	21.7
店舗販売業に従事する者	6,146	6,551	△ 405	△ 6.2	1.9	4.9	5.2
配置販売業に従事する者	25	38	△ 13	△ 34.2	0.0	0.0	0.0
卸売販売業に従事する者	5,129	5,124	5	0.1	1.6	4.1	4.1
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	6,927	6,776	151	2.2	2.1	5.5	5.4
その他の者	20,486	19,462	1,024	5.3	6.3	16.4	15.4
その他の業務の従事者	8,506	7,638	868	11.4	2.6	6.8	6.1
無職の者	11,980	11,824	156	1.3	3.7	9.6	9.4

注1 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

2 製薬会社(その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事する者。

(このページは空白である。)

第4表 都道府県（従業地）別にみた医師・歯科医師・

都道府県	医 師 数 (人)			歯 科 医 師 数 (人)			薬 剤 総 数
	総 数	(再掲) 医療従 業者の 施設者	女	総 数	(再掲) 医療従 業者の 施設者	女	
全 国	343,275	327,444	77,380	105,267	101,919	26,275	323,690
北海道	13,613	13,058	2,265	4,302	4,147	759	11,625
青森	2,795	2,651	545	715	673	153	2,373
岩手	2,758	2,580	456	965	907	242	2,572
宮城	6,140	5,844	1,174	1,921	1,819	506	5,570
秋田	2,438	2,323	507	600	582	105	2,055
山形	2,625	2,494	469	691	678	160	2,174
福島	4,096	3,914	679	1,398	1,339	267	3,791
茨城	6,029	5,737	1,329	1,918	1,894	458	6,709
栃木	4,949	4,742	1,091	1,373	1,354	333	4,376
群馬	4,657	4,465	965	1,344	1,326	334	4,157
埼玉県	13,661	13,224	3,118	5,410	5,290	1,381	16,729
千葉県	13,521	13,097	3,033	4,953	4,851	1,335	14,746
東京都	48,578	45,562	14,524	16,890	16,293	5,333	53,527
神奈川県	21,421	20,588	5,604	7,314	7,144	2,061	23,718
新潟	4,894	4,581	879	2,002	1,875	542	4,563
富山	2,889	2,752	597	635	605	139	2,932
石川	3,390	3,202	630	734	701	152	2,853
福井	2,132	2,042	424	446	441	101	1,500
山梨	2,148	2,068	426	600	592	141	1,861
長野	5,290	5,046	1,039	1,654	1,568	359	4,667
岐阜	4,630	4,505	903	1,717	1,660	367	4,108
静岡県	8,535	8,242	1,610	2,371	2,310	512	8,403
愛知県	18,516	17,590	4,320	6,063	5,895	1,357	16,239
三重	4,395	4,201	803	1,138	1,119	217	3,607
滋賀	3,575	3,412	765	828	808	181	3,359
京都	9,067	8,525	2,119	1,965	1,915	441	6,806
大阪	26,518	25,336	6,212	7,954	7,724	1,943	27,586
兵庫県	15,602	14,936	3,532	4,145	4,054	886	15,594
奈良	3,868	3,745	801	949	933	192	3,219
和歌山	3,010	2,898	604	698	690	123	2,346
鳥取	1,878	1,740	349	383	366	79	1,243
島根	2,153	2,024	460	398	376	86	1,451
岡山	6,271	6,032	1,356	1,764	1,708	506	4,245
広島	7,870	7,525	1,653	2,508	2,449	660	7,324
山口	3,737	3,508	663	951	924	185	3,524
徳島	2,478	2,363	604	833	793	233	2,595
香川	2,846	2,713	615	703	685	167	2,429
愛媛	3,888	3,739	745	919	895	168	3,186
高知	2,346	2,266	516	459	446	97	1,792
福岡	16,722	15,968	3,496	5,703	5,377	1,484	12,796
佐賀	2,430	2,352	540	619	606	121	2,013
長崎	4,424	4,203	869	1,232	1,181	288	2,950
熊本	5,428	5,191	1,034	1,367	1,328	314	3,983
大分	3,459	3,298	662	737	720	129	2,364
宮崎	2,908	2,744	555	734	701	147	2,288
鹿児島	4,668	4,512	904	1,375	1,324	327	3,307
沖縄	4,029	3,906	936	889	853	204	2,435

薬剤師数及び人口10万対医師・歯科医師・薬剤師数

令和4年12月31日現在

師 数 (人)		人 口 10 万 対 (人)						都道府県	
		医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師			
(再掲) 薬局・医療 施設の従事者	女	総 数	(再掲) 医療施設 の従事者	総 数	(再掲) 医療施設 の従事者	総 数	(再掲) 薬局・医療 施設の従事者		
9,915	4,935	264.8	254.0	83.7	80.7	226.2	192.9	北 海 道	
2,013	1,028	232.1	220.2	59.4	55.9	197.1	167.2	青 森	
2,209	1,208	233.5	218.5	81.7	76.8	217.8	187.0	岩 手 県	
4,554	2,721	269.3	256.3	84.3	79.8	244.3	199.7	宮 城 県	
1,794	1,004	262.2	249.8	64.5	62.6	221.0	192.9	秋 田 県	
1,842	919	252.2	239.6	66.4	65.1	208.8	176.9	山 形 県	
3,189	1,742	228.8	218.7	78.1	74.8	211.8	178.2	福 島 県	
5,296	3,288	212.3	202.0	67.5	66.7	236.2	186.5	茨 城 県	
3,576	2,149	259.2	248.4	71.9	70.9	229.2	187.3	栃 木 県	
3,474	2,072	243.4	233.4	70.3	69.3	217.3	181.6	群 馬 県	
13,963	9,200	186.2	180.2	73.7	72.1	228.0	190.3	埼 玉 県	
12,254	8,471	215.8	209.0	79.0	77.4	235.3	195.6	千 葉 県	
33,082	24,007	346.0	324.6	120.3	116.1	381.3	235.7	東 京 都	
19,896	14,310	232.0	223.0	79.2	77.4	256.9	215.5	神 奈 川 県	
3,880	2,183	227.3	212.8	93.0	87.1	211.9	180.2	新 潟 県	
1,894	1,140	284.1	270.6	62.4	59.5	288.3	186.2	富 山 県	
2,198	1,381	303.2	286.4	65.7	62.7	255.2	196.6	石 川 県	
1,232	695	283.1	271.2	59.2	58.6	199.2	163.6	福 井 県	
1,559	899	267.8	257.9	74.8	73.8	232.0	194.4	山 梨 県	
3,935	2,316	261.9	249.8	81.9	77.6	231.0	194.8	長 野 県	
3,473	1,908	237.9	231.5	88.2	85.3	211.1	178.5	岐 阜 県	
6,823	3,855	238.3	230.1	66.2	64.5	234.6	190.5	静 岡 県	
13,194	8,144	247.0	234.7	80.9	78.7	216.7	176.0	愛 知 県	
3,126	1,796	252.3	241.2	65.3	64.2	207.1	179.4	三 重 県	
2,672	1,724	253.7	242.2	58.8	57.3	238.4	189.6	滋 賀 県	
5,012	3,499	355.6	334.3	77.1	75.1	266.9	196.5	京 都 府	
19,451	14,036	302.0	288.5	90.6	88.0	314.1	221.5	大 阪 府	
12,781	9,696	288.8	276.5	76.7	75.0	288.7	236.6	兵 庫 県	
2,578	1,870	296.2	286.8	72.7	71.4	246.5	197.4	奈 良 県	
1,838	1,222	333.3	320.9	77.3	76.4	259.8	203.5	和 歌 山 県	
1,075	645	345.2	319.9	70.4	67.3	228.5	197.6	鳥 取 県	
1,247	634	327.2	307.6	60.5	57.1	220.5	189.5	島 根 県	
3,563	2,332	336.8	324.0	94.7	91.7	228.0	191.4	岡 山 県	
6,199	4,239	285.1	272.6	90.9	88.7	265.4	224.6	広 島 県	
2,881	1,750	284.6	267.2	72.4	70.4	268.4	219.4	山 口 県	
1,718	1,228	352.0	335.7	118.3	112.6	368.6	244.0	徳 島 県	
1,956	1,261	304.7	290.5	75.3	73.3	260.1	209.4	香 川 県	
2,663	1,603	297.7	286.3	70.4	68.5	244.0	203.9	愛 媛 県	
1,509	971	347.0	335.2	67.9	66.0	265.1	223.2	高 知 県	
10,992	7,084	326.9	312.1	111.5	105.1	250.1	214.9	福 岡 県	
1,727	960	303.4	293.6	77.3	75.7	251.3	215.6	佐 賀 県	
2,513	1,413	344.8	327.6	96.0	92.0	229.9	195.9	長 崎 県	
3,357	2,019	315.9	302.2	79.6	77.3	231.8	195.4	熊 本 県	
2,078	1,229	312.5	297.9	66.6	65.0	213.6	187.7	大 分 県	
1,902	1,078	276.4	260.8	69.8	66.6	217.5	180.8	宮 崎 県	
2,922	1,620	298.7	288.7	88.0	84.7	211.6	186.9	鹿 児 島 県	
2,193	1,335	274.5	266.1	60.6	58.1	165.9	149.4	沖 縄 県	

第5表 医師数・医師1人当たり人口・医療施設従事

年次	総数	医療施設								診療所の 開設者又 は法人の 代表者	診療所の 勤務者	介護老人 保健施設 の従事者	介護老人 保健施設 の開設者 又は法人 の代表者	介護老人 保健施設 の勤務者	介護 医療院の 従事者
		の従事者	病院の 開設者又 は法人の 代表者	病院（医 育機関附 属の病院 を除く） の勤務者	医療機関 の勤務者	臨床系 の教員 又は 教員	臨床系 の官 又は 大学院 生	臨床系 の教 官又は 教員 及び 大学院 生以外 の従事 者	診療所の 開設者又 は法人の 代表者						
昭和35年	103,131	96,038	2,449	25,896	9,394	47,849	10,450	・	・	・	・	・	
40	109,369	102,015	2,608	28,038	9,749	52,609	9,011	・	・	・	・	・	
45	118,990	113,214	3,597	32,461	11,517	57,170	8,469	・	・	・	・	・	
50	132,479	125,970	3,250	38,085	16,101	59,904	8,630	・	・	・	・	・	
55	156,235	148,815	3,468	50,075	24,879	61,646	8,747	・	・	・	・	・	
57	167,952	160,379	3,544	56,824	28,787	62,058	9,166	・	・	・	・	・	
59	181,101	173,452	3,539	64,886	33,206	62,201	9,620	・	・	・	・	・	
61	191,346	183,129	3,670	72,678	34,785	61,910	10,086	・	・	・	・	・	
63	201,658	193,682	3,565	81,071	36,389	61,582	11,075	22	-	22	・	・	
平成2年	211,797	203,797	2,936	87,887	37,942	58,213	16,819	204	-	204	・	・	
4	219,704	211,498	2,588	94,194	39,063	54,143	21,510	349	-	349	・	・	
6	230,519	220,853	6,344	96,321	40,747	19,884	20,863	63,947	13,494	861	156	705	・	・	
8	240,908	230,297	6,096	100,940	41,163	19,962	21,201	66,488	15,610	1,128	144	984	・	・	
10	248,611	236,933	6,015	105,984	41,101	20,082	21,019	66,461	17,372	1,838	244	1,594	・	・	
12	255,792	243,201	5,898	106,845	41,845	20,119	21,726	69,274	19,339	2,114	275	1,839	・	・	
14	262,687	249,574	5,834	110,159	43,138	20,596	22,542	69,936	20,507	2,315	263	2,052	・	・	
16	270,371	256,668	5,745	114,515	43,423	21,350	22,073	70,828	22,157	2,668	324	2,344	・	・	
18	277,927	263,540	5,482	118,157	44,688	22,304	22,384	71,192	24,021	2,891	320	2,571	・	・	
20	286,699	271,897	5,398	122,305	46,563	24,252	22,311	71,913	25,718	3,095	330	2,765	・	・	
22	295,049	280,431	5,430	126,979	48,557	25,862	22,695	72,566	26,899	3,117	333	2,784	・	・	
24	303,268	288,850	5,391	132,511	50,404	26,996	5,414 17,994	72,164	28,380	3,189	355	2,834	・	・	
26	311,205	296,845	5,334	137,321	52,306	28,064	5,770 18,472	72,074	29,810	3,230	364	2,866	・	・	
28	319,480	304,759	5,149	141,966	55,187	28,318	6,000 20,869	71,888	30,569	3,346	373	2,973	・	・	
30	327,210	311,963	5,183	146,508	56,436	28,688	5,849 21,899	71,709	32,127	3,388	349	3,039	55	・	
令和2年	339,623	323,700	5,142	153,851	57,481	30,384	5,576 21,521	72,586	34,640	3,405	373	3,032	298	・	
4	343,275	327,444	5,251	155,175	59,670	28,440	4,725 26,505	70,360	36,988	3,298	375	2,923	350	・	

注1 昭和45年以前の医師数には外国人が含まれていないが、昭和46年以降には含まれている。
 2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
 3 「法人の代表者」は、平成4年までは「勤務者」に含めており、平成6年から「開設者」に含めている。
 4 平成6年の「行政機関」は、「衛生行政機関」である。

第6表 歯科医師数・歯科医師1人当たり人口・医療施設従事

年次	総数	医療施設								診療所の 開設者又 は法人の 代表者	診療所の 勤務者	介護老人 保健施設 の従事者	介護老人 保健施設 の従事者	医療施設 ・介護老人 保健施設 ・介護医療 院以外の 従事者	医療機関 の臨床系 以外の 大学院生
		の従事者	病院の 開設者又 は法人の 代表者	病院（医 育機関附 属の病院 を除く） の勤務者	医療機関 の勤務者	臨床系 の教員 又は 教員	臨床系 の官 又は 大学院 生	臨床系 の教 官又は 教員 及び 大学院 生以外 の従事 者	診療所の 開設者又 は法人の 代表者						
昭和35年	33,177	31,797	6	1,264	707	25,398	4,422	・	・	371	・	・	
40	35,558	34,127	2	1,068	946	26,916	5,195	・	・	346	・	・	
45	37,859	36,468	2	1,012	1,561	28,270	5,623	・	・	446	・	・	
50	43,586	41,951	4	1,104	2,789	30,644	7,410	・	・	626	・	・	
55	53,602	51,597	4	1,424	4,443	35,038	10,688	・	・	772	・	・	
57	58,362	56,327	5	1,561	4,966	37,827	11,968	・	・	821	・	・	
59	63,145	61,283	5	1,701	5,922	40,563	13,092	・	・	628	・	・	
61	66,797	64,904	4	1,736	6,261	42,997	13,906	・	・	701	・	・	
63	70,572	68,692	2	1,860	6,685	45,367	14,778	-	・	807	・	・	
平成2年	74,028	72,087	2	1,951	6,866	46,121	17,147	-	・	954	・	・	
4	77,416	75,628	3	2,044	7,490	46,780	19,311	1	・	714	・	・	
6	81,055	79,091	16	2,173	8,025	3,644	4,381	51,495	17,382	1	・	804	・	・	
8	85,518	83,403	12	2,082	8,629	3,685	4,944	53,789	18,891	1	・	962	・	・	
10	88,061	85,669	13	2,217	9,313	3,744	5,569	55,056	19,070	2	・	1,176	・	・	
12	90,857	88,410	14	2,267	9,245	3,631	5,614	56,866	20,018	6	・	1,252	・	・	
14	92,874	90,499	12	2,502	9,160	3,638	5,522	57,784	21,041	11	・	1,273	・	・	
16	95,197	92,696	10	2,550	9,078	3,687	5,391	58,545	22,513	8	・	1,318	・	・	
18	97,198	94,593	13	2,741	9,515	3,632	5,883	58,956	23,368	15	・	1,336	・	・	
20	99,426	96,674	13	2,875	9,173	3,699	5,474	59,560	25,053	16	・	1,373	・	・	
22	101,576	98,723	20	2,894	9,524	3,584	5,940	60,100	26,185	16	・	1,422	・	・	
24	102,551	99,659	26	2,865	9,656	3,560	2,042 4,054	59,740	27,372	27	・	1,424	131	・	
26	103,972	100,965	24	3,065	9,052	3,443	1,890 3,719	59,750	29,074	29	・	1,540	156	・	
28	104,533	101,551	22	3,055	9,308	3,476	1,861 3,971	59,482	29,684	33	・	1,543	125	・	
30	104,908	101,777	20	3,142	8,510	3,303	1,575 3,632	58,653	31,452	34	-	1,607	122	・	
令和2年	107,443	104,118	19	3,211	9,099	3,514	1,546 4,039	58,867	32,922	28	6	1,646	148	・	
4	105,267	101,919	33	3,223	8,406	3,320	1,417 3,669	56,767	33,490	34	3	1,562	126	・	

注1 昭和45年以前の医師数には外国人が含まれていないが、昭和46年以降には含まれている。
 2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
 3 「法人の代表者」は、平成4年までは「勤務者」に含めており、平成6年から「開設者」に含めている。
 4 平成6年の「行政機関」は、「衛生行政機関」である。

医師 1 人当たり人口の年次推移、主たる業務の種別

各年12月31日現在

介護医療院の開設者又は法人の代表者	介護医療院の勤務者	医療施設・介護老人保健施設・医療院以外に従事者	医療機関以外で大学の臨床系以外で勤務者	医療機関以外で大学の臨床系以外で勤務者	医療機関以外で大学の臨床系以外で勤務者	行政機関又は保健衛生業務の従事者	産業医療衛生行政又は保健衛生の従事者	その他	その他	無職者	不詳	医師 1 人当たり人口	医療施設従事者 1 人当たり人口	年次	
															その他
・	・	4,769	2,137	2,632	2,324	597	1,727	-	914	982	昭和 35 年		
・	・	4,425	2,165	2,260	2,929	680	2,249	-	907	972	40		
・	・	3,981	2,086	1,895	1,795	597	1,198	-	880	924	45		
・	・	5,040	2,973	2,067	1,469	370	1,099	-	845	889	50		
・	・	5,763	3,664	2,099	1,657	392	1,265	-	748	786	55		
・	・	5,833	3,771	2,062	1,740	454	1,286	-	707	740	57		
・	・	5,906	3,743	2,163	1,743	403	1,340	-	664	693	59		
・	・	6,402	4,190	2,212	1,815	379	1,436	-	636	664	61		
・	・	6,254	4,111	2,143	1,700	354	1,346	-	609	634	63		
・	・	6,196	3,991	2,205	1,600	333	1,267	-	584	607	平成 2 年		
・	・	6,219	3,904	2,315	1,638	290	1,348	-	566	588	4		
・	・	6,929	4,374	2,555	1,876	320	1,556	-	542	566	6		
・	・	7,577	3,918	1,028	2,631	1,906	1,537	-	522	547	8		
・	・	7,777	4,125	1,144	2,508	2,063	1,719	-	509	534	10		
・	・	8,154	4,319	1,107	2,728	2,148	1,828	175	496	522	12		
・	・	8,611	4,151	1,223	2,657	580	...	2,178	1,862	9	485	511	14		
・	・	8,607	4,049	1,211	2,657	690	...	2,421	2,052	7	472	497	16		
・	・	8,696	3,965	1,354	2,627	750	...	2,785	2,273	15	460	485	18		
・	・	8,923	3,695	1,528	2,811	889	...	2,771	2,143	13	445	470	20		
・	・	8,790	3,679	1,586	2,584	941	...	2,707	2,086	4	434	457	22		
・	・	8,625	534	3,044	1,498	2,596	953	...	2,602	611	1,991	2	420	441	24
・	・	8,576	561	2,972	1,466	2,583	994	...	2,554	704	1,850	-	408	428	26
・	・	9,057	627	3,004	1,582	2,716	1,128	...	2,301	642	1,659	17	397	417	28
4	51	9,331	730	3,019	1,476	2,875	1,231	...	2,448	723	1,725	25	386	405	30
31	267	9,419	738	3,011	1,474	2,888	1,308	...	2,775	777	1,998	26	371	390	令和 2 年
32	318	9,181	596	2,730	1,425	3,003	1,427	...	2,979	890	2,089	23	364	382	4

歯科医師 1 人当たり人口の年次推移、主たる業務の種別

各年12月31日現在

医療機関の臨床系以外で勤務者	医療機関以外で大学の臨床系以外で勤務者	行政機関又は保健衛生業務の従事者	衛生行政機関又は保健衛生の従事者	その他	その他	無職者	不詳	歯科医師 1 人当たり人口	医療施設従事者 1 人当たり人口	年次
166	...	205	1,009	375	634	...	2,842	2,966	昭和 35 年	
183	...	163	1,085	419	666	...	2,790	2,907	40	
319	...	127	945	320	625	...	2,765	2,870	45	
483	...	143	1,009	322	687	...	2,568	2,668	50	
642	...	130	1,233	308	925	...	2,184	2,269	55	
682	...	139	1,214	294	920	...	2,034	2,107	57	
473	...	155	1,234	285	949	...	1,904	1,962	59	
551	...	150	1,192	241	951	...	1,822	1,875	61	
653	...	154	1,073	221	852	...	1,740	1,787	63	
782	...	172	987	191	796	...	1,670	1,715	平成 2 年	
549	...	165	1,073	189	884	...	1,608	1,646	4	
619	...	185	1,159	168	991	...	1,543	1,581	6	
719	48	195	...	1,152	193	959	...	1,472	1,509	8
906	65	205	...	1,214	164	1,050	...	1,436	1,476	10
967	72	213	...	1,137	147	990	52	1,397	1,436	12
893	128	252	...	1,088	135	953	3	1,372	1,408	14
992	100	226	...	1,174	179	995	1	1,341	1,377	16
1,007	98	231	...	1,245	161	1,084	9	1,315	1,351	18
997	134	242	...	1,357	222	1,135	6	1,284	1,321	20
1,016	135	271	...	1,411	277	1,134	4	1,261	1,297	22
839	160	294	...	1,440	276	1,164	1	1,243	1,280	24
901	162	321	...	1,438	333	1,105	-	1,222	1,259	26
897	173	348	...	1,397	311	1,086	9	1,214	1,250	28
916	196	373	...	1,477	358	1,119	13	1,205	1,242	30
900	213	385	...	1,619	399	1,220	26	1,174	1,212	令和 2 年
867	201	368	...	1,747	440	1,307	2	1,187	1,226	4

第7表 薬剤師数の年次推移、

年次	総数	薬局の 従事者	開設者 又は法人 の代表者 (管理者)	開設者 又は法人 の代表者 (管理者) 以外	勤務者 (管理者)	勤務者 (管理者) 以外	医療施設の 従事者	調剤・検査その他 (治験等)			病院の 従事者	調剤・ 病棟業務
								調剤・ 病棟業務	検査	その他 (治験等)		
昭和35年	60,257	23,348	14,486		8,862	9,575
40	68,674	24,147	12,828		11,319	11,345
45	79,393	27,681	13,266		14,415	14,627
50	94,362	30,446	14,124		16,322	18,234	1,158
55	116,056	36,677	16,191		20,486	25,830	1,258
57	124,390	39,751	16,333		23,418	28,971	1,249
59	129,700	42,173	16,462		25,711	31,445	1,058
61	135,990	43,749	17,379		26,370	33,947	852
63	143,429	45,963	17,046		28,917	37,591	748
平成2年	150,627	48,811	17,461		31,350	40,512	702
4	162,021	52,226	16,923		35,303	42,784	632
6	176,871	60,866	20,333		40,533	45,553	43,864	502	1,187
8	194,300	69,870	20,460		49,410	48,984	47,170	455	1,359
10	205,953	81,220	20,500		60,720	49,039	47,069	442	1,528
12	217,477	94,760	20,608		74,152	48,150	46,034	333	1,783
14	229,744	106,892	20,446		86,446	47,536	45,277	282	1,977
16	241,369	116,303	19,935		96,368	48,094	45,711	252	2,131
18	252,533	125,254	19,492		105,762	48,964	46,431	249	2,284
20	267,751	135,716	19,288		116,428	50,336	47,754	168	2,414
22	276,517	145,603	18,884		126,719	52,013	49,211	159	2,643
24	280,052	153,012	18,358		134,654	52,704	50,415	149	2,140
26	288,151	161,198	17,859		143,339	54,879	52,577	2,302	48,980	47,708	47,708	47,708
28	301,323	172,142	17,201		154,941	58,044	55,634	2,410	52,145	50,785	50,785	50,785
30	311,289	180,415	16,698		163,717	59,956	57,304	2,652	54,150	52,596	52,596	52,596
令和2年	321,982	188,982	14,243	3,109	46,661	124,969	61,603	58,801	2,802	55,948	54,255	54,255
4	323,690	190,735	13,587	3,136	48,347	125,665	62,463	59,574	2,889	56,585	54,845	54,845

注1 昭和45年以前の薬剤師数には外国人が含まれていないが、昭和46年以降には含まれている。
 2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
 3 平成6年～平成16年「医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）」は、「医薬品製造業・輸入販売業（研究・開発、営業、その他）」である。
 4 平成6年～平成22年「調剤・病棟業務」は、「調剤」である。
 5 「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」は、平成28年以前の「医薬品販売業」を細分化したものである。
 6 令和2年より「薬局の開設者又は法人の代表者」「薬局の勤務者」を細分化している。

業務の種別（その1）

各年12月31日現在

その他 (治療、 検査等)	診療所の 従事者	調剤・ 病棟業務	その他 (治療、 検査等)	介護保険 施設の 従事者	介護老人 保健施設の 勤務者	介護 医療院の 勤務者	大学の 従事者	大学の 勤務者・ 大学院生 は		
								大学院生 は	大学院生 は	
...	1,149	1,149		昭和 35 年
...	1,482	1,482		40
...	2,089	2,089		45
...	2,444	2,444		50
...	2,852	2,852		55
...	2,937	2,937		57
...	2,976	2,976		59
...	3,082	3,082		61
...	3,111	3,111		63
...	2,969	2,969		平成 2 年
...	3,146	3,146		4
...	5,107	3,037	2,070	6
...	5,708	3,021	2,687	8
...	6,038	3,075	2,963	10
...	6,393	3,168	3,225	12
...	7,076	3,154	3,922	14
...	8,046	3,557	4,489	16
...	8,845	4,130	4,715	18
...	9,276	4,409	4,867	20
...	7,538	4,580	2,958	22
...	5,249	4,618	631	24
1,272	5,899	4,869	1,030	5,103	4,640	463	26
1,360	5,899	4,849	1,050	5,046	4,523	523	28
1,554	5,806	4,708	1,098	832	816	16	5,263	4,754	509	30
1,693	5,655	4,546	1,109	988	884	104	5,111	4,590	521	令和 2 年
1,740	5,878	4,729	1,149	1,091	959	132	4,902	4,442	460	4

第7表 薬剤師数の年次推移、業務の種別（その2）

各年12月31日現在

年次	医薬品 関係企業 従事者	医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)			卸売販売業	衛生行政 機関又 は衛生 施設の 従事者	その他 の者	その他 の業務 従事者	無 の者	不 詳	年次
		店 舗 販 売 業	配 置 販 売 業	卸 売 販 売 業							
昭和 35 年	11,232	11,232				2,999	…	…	…	…	昭和 35 年
40	13,668	13,668				3,093	…	…	…	…	40
45	15,728	15,728				3,280	…	…	…	…	45
50	18,793	10,047	8,746			4,485	…	…	…	…	50
55	22,675	11,196	11,479			4,815	…	…	…	…	55
57	23,909	11,898	12,011			4,923	…	…	…	…	57
59	25,149	12,605	12,544			4,881	…	…	…	…	59
61	26,793	14,147	12,646			5,007	…	…	…	…	61
63	28,931	15,243	13,688			4,879	…	…	…	…	63
平成 2 年	31,358	16,884	14,474			4,931	…	…	…	…	平成 2 年
4	36,248	20,751	15,497			5,168	…	…	…	…	4
6	40,881	26,198	14,683			5,312	19,152	4,603	14,549	…	6
8	45,116	29,534	15,582			5,441	19,181	4,573	14,608	…	8
10	45,821	29,491	16,330			5,592	18,243	4,255	13,988	…	10
12	44,803	28,584	16,219			5,691	17,494	4,400	13,094	186	12
14	45,543	29,592	15,951			5,673	16,998	4,614	12,384	26	14
16	45,261	29,828	15,433			5,860	17,804	4,918	12,886	1	16
18	45,415	30,130	15,285			5,951	18,086	5,416	12,670	18	18
20	47,643	30,900	16,743			6,280	18,476	6,162	12,314	24	20
22	47,256	31,916	15,340			6,303	17,780	6,066	11,714	24	22
24	45,112	31,262	13,850			6,443	17,517	6,271	11,246	15	24
26	43,608	30,762	12,846			6,576	16,766	6,349	10,417	21	26
28	42,024	30,265	11,759			6,813	17,233	6,802	10,431	21	28
30	41,303	29,009	6,987	68	5,239	6,661	16,856	6,517	10,339	3	30
令和 2 年	39,044	27,331	6,551	38	5,124	6,776	19,462	7,638	11,824	16	令和 2 年
4	37,086	25,786	6,146	25	5,129	6,927	20,486	8,506	11,980	-	4

注1 昭和45年以前の薬剤師数には外国人が含まれていないが、昭和46年以降には含まれている。
 2 沖縄県が含まれたのは、昭和47年以降である。
 3 平成6年～平成16年「医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）」は、「医薬品製造業・輸入販売業（研究・開発、営業、その他）」である。
 4 平成6年～平成22年「調剤・病棟業務」は、「調剤」である。
 5 「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」は、平成28年以前の「医薬品販売業」を細分化したものである。
 6 令和2年より「薬局の開設者又は法人の代表者」「薬局の勤務者」を細分化している。

〔参考資料（東京都）〕

第8表 主たる診療科別にみた医療施設に従事する医師数の年次推移

各年12月31日現在

診療科目	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	備考
医療施設 従事者の数	32,698	33,604	35,616	37,552	39,116	40,769	41,445	42,497	45,078	45,562	
内科	8,957	8,494	7,194	7,378	7,407	7,434	7,438	7,171	7,505	7,561	
呼吸器科	540	582	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
呼吸器内科	・	・	681	724	798	847	865	944	1,019	1,047	平成20年から把握
循環器科	1,188	1,229	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
循環器内科	・	・	1,299	1,342	1,457	1,598	1,579	1,670	1,691	1,756	平成20年から把握
消化器科 (胃腸科)	1,344	1,348	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
消化器内科 (胃腸内科)	・	・	1,440	1,529	1,663	1,789	1,798	1,901	2,105	2,117	平成20年から把握
腎臓内科	・	・	555	656	697	710	816	895	951	935	平成20年から把握
脳神経内科	483	468	548	566	609	666	682	711	822	800	
糖尿病内科 (代謝内科)	・	・	538	631	693	768	789	809	880	935	平成20年から把握
血液内科	・	・	308	359	365	424	400	440	415	445	平成20年から把握
皮膚科	1,259	1,262	1,370	1,444	1,493	1,537	1,586	1,674	1,815	1,863	
アレルギー科	47	46	39	44	38	44	37	32	32	31	
リウマチ科	196	219	216	273	289	340	343	365	367	357	
性病科	11	15	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
感染症内科	・	・	90	102	133	140	144	161	171	181	平成20年から把握
小児科	1,850	1,883	1,941	2,120	2,242	2,327	2,338	2,404	2,604	2,503	
精神科	1,410	1,466	1,662	1,807	1,981	2,042	2,057	2,103	2,269	2,289	
神経科	117	89	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
心療内科	128	134	156	164	146	165	172	170	161	157	
外科	2,377	2,155	1,419	1,400	1,358	1,353	1,211	1,163	1,095	1,089	
呼吸器外科	175	198	210	233	236	260	254	285	290	319	
心臓血管外科	353	357	378	374	382	434	426	439	439	417	
乳腺外科	・	・	181	240	252	285	331	340	351	384	平成20年から把握
気管食道科	1	3	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
気管食道外科	・	・	18	22	16	24	25	28	39	44	平成20年から把握
消化器外科 (胃腸外科)	・	・	695	757	814	742	873	796	863	864	平成20年から把握
泌尿器科	588	614	661	685	733	752	760	816	864	900	
こう門科	47	47	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
肛門外科	・	・	54	56	49	59	56	65	69	62	平成20年から把握
脳神経外科	652	676	682	734	793	856	878	901	874	876	
整形外科	1,918	1,921	2,020	2,112	2,137	2,303	2,339	2,410	2,527	2,503	
形成外科	320	342	382	399	423	436	470	483	551	596	
美容外科	119	114	129	162	181	202	213	271	412	499	
眼	1,882	1,806	1,903	1,920	1,967	1,948	1,980	1,991	2,093	2,029	
耳鼻いんこう科	1,262	1,227	1,228	1,277	1,290	1,334	1,326	1,354	1,428	1,366	
小児外科	104	101	100	100	119	128	114	127	125	131	
産婦人科	1,289	1,237	1,330	1,403	1,451	1,504	1,609	1,588	1,724	1,745	
産科	26	58	41	55	52	47	51	82	70	65	
婦人科	264	293	302	310	333	332	346	352	420	422	
リハビリテーション科	188	198	232	242	286	320	337	374	441	451	
放射線科	585	603	660	763	828	861	934	960	1,014	1,049	
麻酔科	809	815	973	1,106	1,155	1,218	1,283	1,376	1,489	1,490	
病理診断科	・	198	226	240	261	293	315	319	329	353	
臨床検査科	・	・	78	104	91	91	105	98	111	119	平成20年から把握
救急科	・	277	299	344	387	481	488	537	594	609	
集中治療科	・	・	・	・	・	・	・	・	・	114	令和4年から把握
臨床研修医	・	2,146	2,387	2,358	2,440	2,457	2,514	2,527	2,626	2,453	
全	495	22	29	24	25	24	22	22	41	28	
その他の	1,399	689	555	761	765	931	739	810	860	947	
主たる診療科名不詳	263	237	310	170	187	187	204	242	231	246	
不詳	52	35	97	62	94	76	198	291	301	415	

注1 平成20年4月1日より、医療法の改正に伴い、本調査において表章する診療科目名が変更されたため、診療科別の年次推移の単純比較はできない。

2 「心臓血管外科」には循環器外科を含む。

3 「病理診断科」「救急科」「臨床研修医」は、平成18年調査から集計

4 主たる診療科とは、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

5 「集中治療科」は、令和4年調査から集計

第9表 診療科（複数回答）別にみた医療施設に従事する医師数の年次推移

各年12月31日現在

診療科目	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	備考
医療施設の数	32,698	33,604	35,616	37,552	39,116	40,769	41,445	42,497	45,078	45,562	
内科	12,277	11,847	10,304	10,793	10,885	11,312	11,014	11,147	11,721	12,257	
呼吸器科	1,295	1,325	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
呼吸器内科	・	・	1,384	1,456	1,523	1,587	1,614	1,658	1,718	1,771	平成20年から把握
循環器科	2,405	2,523	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
循環器内科	・	・	2,471	2,507	2,578	2,766	2,649	2,751	2,764	2,775	平成20年から把握
消化器科 （胃腸科）	3,267	3,294	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
消化器内科 （胃腸内科）	・	・	3,044	3,108	3,237	3,311	3,215	3,275	3,471	3,454	平成20年から把握
腎臓内科	・	・	717	885	903	994	1,094	1,189	1,277	1,313	平成20年から把握
脳神経内科	745	754	780	845	876	948	988	990	1,096	1,082	
糖尿病内科 （代謝内科）	・	・	815	1,004	1,067	1,183	1,275	1,315	1,405	1,475	平成20年から把握
血液内科	・	・	409	459	470	529	514	583	542	597	平成20年から把握
皮膚科	2,443	2,460	2,504	2,635	2,614	2,620	2,525	2,614	2,775	2,713	
アレルギー科	649	755	804	868	914	961	936	951	1,026	1,025	
リウマチ科	578	598	631	713	705	776	758	761	764	764	
性病科	116	107	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
感染症内科	・	・	168	183	215	223	278	298	294	333	平成20年から把握
小児科	3,857	3,805	3,725	3,903	3,918	4,008	3,664	3,688	3,888	3,682	
精神科	1,601	1,668	1,848	2,019	2,203	2,279	2,282	2,345	2,528	2,591	
神経科	684	626	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
心療内科	486	576	632	746	779	871	796	822	878	837	
外科	3,717	3,521	2,853	2,883	2,744	2,864	2,583	2,429	2,446	2,387	
呼吸器外科	219	230	250	266	269	291	290	327	327	351	
心臓血管外科	386	384	435	423	424	486	489	492	511	492	
乳腺外科	・	・	315	385	392	422	462	477	488	504	平成20年から把握
気管食道科	197	175	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
気管食道外科	・	・	164	145	129	150	130	128	141	121	平成20年から把握
消化器外科 （胃腸外科）	・	・	982	1,049	1,114	1,108	1,160	1,121	1,191	1,192	平成20年から把握
泌尿器科	935	984	941	975	1,000	1,017	1,015	1,042	1,105	1,132	
こう門科	432	418	・	・	・	・	・	・	・	・	平成18年まで把握
肛門外科	・	・	456	418	421	472	420	468	479	423	平成20年から把握
脳神経外科	723	761	772	814	869	932	957	974	947	966	
整形外科	2,479	2,462	2,475	2,559	2,550	2,736	2,719	2,760	2,896	2,845	
形成外科	561	578	619	641	687	709	692	688	767	832	
美容外科	239	257	247	310	350	384	353	412	541	670	
眼科	1,937	1,857	1,954	1,955	2,000	1,979	2,017	2,024	2,120	2,071	
耳鼻いんこう科	1,349	1,305	1,311	1,339	1,349	1,382	1,387	1,394	1,463	1,410	
小児外科	143	146	160	155	168	167	158	176	166	183	
産婦人科	1,357	1,292	1,368	1,447	1,493	1,539	1,634	1,613	1,746	1,767	
産科	67	119	85	112	105	99	103	142	124	126	
婦人科	420	458	425	426	448	429	424	441	501	509	
リハビリテーション科	1,162	1,199	1,140	1,210	1,205	1,285	1,115	1,159	1,248	1,170	
放射線科	961	947	914	1,015	1,029	1,075	1,107	1,114	1,163	1,178	
麻酔科	991	1,005	1,153	1,295	1,310	1,392	1,427	1,512	1,644	1,650	
病理診断科	…	212	247	255	276	310	330	336	346	375	
臨床検査科	…	…	100	137	127	129	138	148	145	157	平成20年から把握
救急科	…	324	388	445	487	577	610	672	746	793	
集中治療科	・	・	・	・	・	・	・	・	・	297	令和4年から把握
臨床研修医	…	2,182	2,404	2,391	2,440	2,457	2,514	2,527	2,626	2,453	
全科	495	22	29	24	25	24	22	22	41	28	
その他	1,590	838	943	1,040	950	1,138	951	1,008	1,143	1,295	
不詳	52	35	97	62	94	76	198	291	301	415	

注1 平成20年4月1日より、医療法の改正に伴い、本調査において表章する診療科目名が変更されたため、診療科別の年次推移の単純比較はできない。

2 「心臓血管外科」には循環器外科を含む。

3 「病理診断科」「救急科」「臨床研修医」は、平成18年調査から集計

4 2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

5 「集中治療科」は、令和4年調査から集計

IV 利用上の注意及び用語の解説

1 利用上の注意

- (1) 本書に掲載されている割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。
- (2) 表中の「業務の種別」は簡略した表現になっている箇所がある。届出票上の正確な表記及びその定義は、各届出票の記入要領（94、98、101頁）を参照してください。
- (3) 本統計における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。
医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成20年4月1日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

2 表中の記号

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等を四捨五入した結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

3 用語の解説

従事している施設及び業務の種別

主たる施設・業務の種別

複数の施設に従事している場合の主たる施設・業務の種別と、1施設のみに従事している場合の施設・業務の種別である。

従たる施設・業務の種別（薬剤師を除く。）

複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設・業務の種別である。

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

医育機関

「学校教育法」において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究附属病院も含む。

診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

従業地

各届出票の業務の種別中、「その他の業務の従事者」・「無職の者」（薬剤師は「無職の者」のみ）は住所地により計上している。

診療科名（薬剤師を除く。）

医療法において広告が認められている診療科名である。

主たる診療科

複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

診療科（複数回答）

2つ以上の診療科に従事している場合、各々の科に重複計上している。

全科

診療科を限定することなく総合的に診療を行う場合の診療科である。

その他

届出票の診療科以外に従事している場合、例えば健康管理等を行っている場合「その他」として計上している。

麻酔科標ぼう医

厚生労働大臣が個別に許可している麻酔科の標ぼうに関する資格である。

その他注意すべき事項

外国人医師・歯科医師・薬剤師が集計の対象になったのは、昭和46年以降である。

平均年齢

平均年齢算出に月数を含めた方法を用いた。

V 比率の算出に用いた人口

1 人口、東京・全国・年次別

各年10月1日現在

年次	東京	全国
昭和35年*	9,683,802	94,301,623
40*	10,869,244	99,209,137
45*	11,408,071	104,665,171
50*	11,673,554	111,939,643
55*	11,618,281	117,060,396
57	11,669,000	118,693,000
59	11,797,000	120,235,000
61	11,893,000	121,672,000
63	11,890,000	122,783,000
平成2年*	11,855,563	123,611,167
4	11,874,000	124,452,000
6	11,771,000	125,034,000
8	11,772,000	125,864,000
10	11,830,000	126,486,000
12*	12,064,101	126,925,843
14	12,219,000	127,435,000
16	12,378,000	127,687,000
18	12,659,000	127,770,000
20	12,838,000	127,692,000
22*	13,159,388	128,057,352
24	13,230,000	127,515,000
26	13,390,000	127,083,000
28	13,624,000	126,933,000
30	13,822,000	126,443,000
令和2年*	14,047,594	126,146,099
4	14,038,000	124,947,000

注1 東京都の人口・全国の人口ともに「人口推計（各年10月1日現在）」（総務省統計局）の総人口による。

2 *印が付いている年は、東京都・全国ともに「国勢調査」（総務省統計局）確定値の総人口による。

2 東京都人口、区市町村別

令和4年10月1日現在

区市町村	人口	区市町村	人口
総数	14,040,732	府中市	263,006
男	6,888,660	昭島市	114,588
女	7,152,072	調布市	243,691
区	9,720,389	町田市	433,032
市	4,241,974	小金井市	127,493
郡	54,636	小平市	199,774
島	23,733	日野市	190,834
千代田区	67,348	東村山市	152,253
中央区	172,461	国分寺市	131,245
港区	261,876	国立市	77,006
新宿区	351,079	福生市	55,742
文京区	242,726	狛江市	84,321
台東区	215,180	東大和市	83,551
墨田区	275,754	清瀬市	76,114
江東区	529,520	東久留米市	115,252
品川区	419,261	武蔵村山市	70,277
目黒区	284,788	多摩市	146,115
大田区	740,823	稲城市	94,454
世田谷区	938,288	羽村市	54,059
渋谷区	242,538	あきる野市	78,904
中野区	344,050	西東京市	207,310
杉並区	588,102	瑞穂町	31,346
豊島区	302,972	日の出町	16,823
北区	355,458	檜原村	1,929
荒川区	217,776	奥多摩町	4,538
板橋区	582,528	大島町	6,843
練馬区	751,169	利島村	339
足立区	693,664	新島村	2,301
葛飾区	452,742	神津島村	1,793
江戸川区	690,286	三宅村	2,207
八王子市	580,088	御蔵島村	305
立川市	184,707	八丈町	6,870
武蔵野市	150,732	青ヶ島村	172
三鷹市	195,690	小笠原村	2,903
青梅市	131,736		

注 「東京の人口（推計）令和4年10月1日現在」（東京都総務局）による。

第二号書式(第六条関係)

(令和4年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村
ふりがな	電 話	
(2) 氏名	(- -)	
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 医籍登録年月日
		1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01~19のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (医学部を有する大学 又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~18のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
従たる施設・業務の種別(1つ)	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
従 事 先		
「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日~7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ の勤務の場合は0.5日としてカウントする。 「宿直・日直回数」は、今年度11月1日~30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。 日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。		
(8) 主たる従事先		
(「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (- -)	
所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村
勤 務 状 況 該当する項目を 1つ○で囲むこと。	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の宿直・日直回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
就 業 形 態	1 常勤	2 非常勤 [※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。]
主たる業務内容	1 診療	2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業	2 育児休業 3 介護休業
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (- -)	
所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村
勤 務 状 況 該当する項目を 1つ○で囲むこと。	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の宿直・日直回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)	

裏面へ続く

<p>(10) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。</p> <p>また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>		<p>(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科</td> <td>02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科</td> <td>03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科</td> <td>17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科</td> <td>18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科</td> <td>35 放射線科 38 臨床検査科</td> <td>36 麻酔科 39 救急科</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>41 臨床研修医</td> <td>42 全科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V</td> <td colspan="3">43 その他 ()</td> </tr> </table>			I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	IV	41 臨床研修医	42 全科		V	43 その他 ()			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">主たる診療科名の番号(1つ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	主たる診療科名の番号(1つ)			
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科																										
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科																										
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科																										
IV	41 臨床研修医	42 全科																											
V	43 その他 ()																												
主たる診療科名の番号(1つ)																													
<p>(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p> <p>※01、18、19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格</p>		<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医</td> <td>02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医</td> <td>03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医</td> <td>21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医</td> <td>22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医</td> <td>35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医</td> <td>36 乳腺専門医 39 小児外科専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医</td> <td>41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医</td> <td>42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>60 麻酔科標榜医</td> <td>III</td> <td>61 医師少数区域経験認定医師</td> </tr> </table>			I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医	I	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医	I	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医	I	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医	II	60 麻酔科標榜医	III	61 医師少数区域経験認定医師					
I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医																										
I	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医																										
I	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医																										
I	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医																										
II	60 麻酔科標榜医	III	61 医師少数区域経験認定医師																										
<p>(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内の実績)</p> <p>1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし</p>		<p>(13) 出身地</p> <p>{ 都道府県 } ・ 外国</p>																											
<p>(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>		<table border="1"> <tr> <td>国立</td> <td>01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学</td> <td>02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学</td> <td>03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学</td> <td>04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学</td> <td>44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学</td> <td>45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学</td> <td>46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>私立大学 外国医学校 その他</td> <td>51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校</td> <td>52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他</td> <td>53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学</td> <td>54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校</td> </tr> </table>		国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学	公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学	私立大学 外国医学校 その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校											
国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学																									
公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学																									
私立大学 外国医学校 その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医学校	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校																									
<p>医学課程を修めた外国の医学校のある国 医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。</p>		<p>(14) 欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 英国</td> <td>2 オーストラリア</td> <td>3 韓国</td> <td>4 中国</td> <td>5 ハンガリー</td> </tr> <tr> <td>6 ブラジル</td> <td>7 米国</td> <td>8 ルーマニア</td> <td colspan="2">9 その他 ()</td> </tr> </table>		1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー	6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ()																	
1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー																									
6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ()																										
<p>(15) 地域枠等</p> <p>該当がある場合記入すること。(該当がない場合記入不要)</p>		<p>1 従事要件あり → 要件となる従事年数 年 従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。</p> <p>2 従事要件なし 要件となる従事場所 { 都道府県 } ・ その他</p> <p>奨学金貸与元 1 都道府県 2 大学 3 その他 4 なし</p> <p>選抜方式 1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜) 2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)</p>																											
<p>(16) 本屆出票の活用に対する確認</p>		<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本屆出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <table border="1"> <tr> <td>同意しない場合</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		同意しない場合																									
同意しない場合																													
<p>(17) 備考</p>																													

提出期限 翌年1月15日

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(17備考)」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。
メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「E」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
医育機関	05 臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
介護老人保健施設	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
介護医療院	11 勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
上記以外の施設	13 勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
その他	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
	18 その他の業務の従事者	01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含めない。

- (8) 主たる従事先及び (9) 従たる従事先の従事状況について
勤務状況(勤務日数) 「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。
(宿直・日直回数) 「宿直・日直回数」は、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

裏面へ続く

- (8) 主たる従事先
所在地
就業形態
主たる業務内容
休業の取得
- (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。
郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している
か否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時
時間未満の場合は非常勤とする。
最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、
施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している
者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先
所在地
従たる従事先の件数
- (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。
郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
令和4年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。
- (10) 従事する診療科名等
- (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名
等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、**最も近
い診療科名の番号を選択して○で囲む（<例>参照）。**
<例>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来 → ① 内科
人工透析内科 → ⑤ 腎臓内科
内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科（代謝内科）
腫瘍外科、頭頸部外科 → ⑬ 外科
- Ⅱ「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
Ⅱ「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
Ⅱ「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
Ⅱ「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
Ⅳ「41 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働
大臣の指定するものにおいて、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
Ⅳ「42 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
Ⅴ「43 その他」 01～42に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。
(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号
(1つ)
- 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。
例 ① 内科
⑨ 皮膚科 主たる診療科が ① 内科」の場合 →

主たる診療科名 の番号(1つ)
0 / 1
- (11) 取得している広告可
能な医師の専門性
に関する資格名、麻酔
科の標榜資格及び
医師少数区域経験認
定医師
- 01～59に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格、60に掲げる麻酔科の標榜資格又は
61に掲げる認定医師資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。
01～59の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、
歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することが
できる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することがで
きる医師の専門性に関する資格名である。
60の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可さ
れた医師の資格名である。
61の認定医師は医療法第5条の2第1項の規定により厚生労働大臣から認定を受け、医師
少数区域経験認定医師として標榜を許可された医師の認定資格名である。
- (12) 分娩の取扱いの有無
- 過去2年以内（令和3年1月1日～令和4年12月31日）の分娩の取扱いの実績について、
1・2いずれかを○で囲む。無職の者を含めて全ての医師が記入する。
- (13) 出身地
- あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。
外国の場合は「外国」を○で囲むこと。
- (14) 医師免許取得の際に
医学課程を修めた
大学名等
- 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)
大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢に
ない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。
大阪市立大学 → 48 大阪公立大学
大阪医科大学 → 74 大阪医科薬科大学
- (15) 地域枠等
- 該当しない場合は、無記入とする。
主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる
目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤
務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。
要件となる従事年数 都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事
を課せられた年数である。
- (17) 備考
- 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を
併せ有する者は、その旨を明記し（「歯科医師免許併有」等）、併有している届出票につい
ても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。
ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない医師の方は、「医師
等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が原則掲載されません。



歯科医師届出票

R04



第二号書式(第六条関係)

(令和4年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村
(2) 氏名	ふりがな	
	電話 (- -)	
(2) 氏名	メールアドレス	
	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日
		1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業務の種別
01~18のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~17のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
従たる施設・業務の種別(1つ)	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者
(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電話	
名称	代表電話 (- -)	
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
就業形態	1 常勤 2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
休業の取得(取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電話	
名称	代表電話 (- -)	
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都道府県	市区町村

裏面へ続く



R04



<p>(10) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p>	<p>(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。</p>	
<p>(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>	
<p>(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>国立</p> <p>公立</p> <p>私立・外国歯学校</p>	<p>01 北海道大学 02 東北大学 03 東京医科歯科大学 04 新潟大学 05 大阪大学</p> <p>06 岡山大学 07 広島大学 08 徳島大学 09 九州大学 10 長崎大学</p> <p>11 鹿児島大学</p> <p>12 九州歯科大学</p> <p>13 北海道医療大学 14 岩手医科大学 15 奥羽大学 16 明海大学 17 東京歯科大学</p> <p>18 昭和大学 19 日本大学 20 日本大学(松戸歯学部) 21 日本歯科大学(生命歯学部) 22 日本歯科大学(新潟生命歯学部)</p> <p>23 神奈川歯科大学 24 鶴見大学 25 松本歯科大学 26 朝日大学 27 愛知学院大学</p> <p>28 大阪歯科大学 29 福岡歯科大学(口腔歯学部) 30 外国の歯学校</p>
<p>(13) 出身地</p>	<p>(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)</p> <p>[都道府県] ・ 外国</p>	
<p>(14) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p>	
<p>(15) 備考</p>	<p></p>	

提出期限 翌年1月15日

歯科医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 歯科医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、歯科医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「歯科医籍の氏名変更申請中」等と明記する。歯科医籍上の改姓はしたが、歯科医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した歯科医籍上の氏名を記入する。
メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「E」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) 歯科医籍登録番号 歯科医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 歯科医籍登録年月日 歯科医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院的勤務者(臨床研修医を含む。)
医育機関	05 臨床系の教官又は教員	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人施設	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
	13 勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	歯学部及び医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
その他	17 その他の業務の従事者	01~16に含まれない者で、歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	18 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含めない。

裏面へ続く

- (8) 主たる従事先
所在地
就業形態
主たる業務内容
休業の取得
- (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16を記入した場合の従事先について記入する。
郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先
所在地
- (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16を記入した場合の従事先について記入する。
郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 従事する診療科名等
「5 臨床研修歯科医」
主たる診療科名の番号
(1つ)
- (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。
歯科医師法第16条の2の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者。
診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ記入する。
例 ① 歯科 ② 矯正歯科 主たる診療科が「① 歯科」の場合 →
- | |
|----------------|
| 主たる診療科名の番号(1つ) |
| 1 |
- (11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名
- 1～5に掲げる広告可能な歯科医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名すべての番号を○で囲む。
1～5の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる歯科医師の専門性に関する資格名である。
- (12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修め大学名等
- 01～30までの該当する番号を必ず1つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。なお、再編・統合・改称により大学名が変更されている大学は以下の通りである。
- 東日本学園大学 → 13 北海道医療大学
東北歯科大学 → 15 奥羽大学
城西歯科大学 → 16 明海大学
岐阜歯科大学 → 26 朝日大学
- (15) 備考
- 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は薬剤師免許を併せ有する者はその旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。
3. 提出方法
- 必ず歯科医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない歯科医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が原則掲載されません。

薬

薬剤師届出票

R04

薬

様式第六(第七条関係)

(令和4年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	都道府県	市区町村	
ふりがな			
(2) 氏名	(- -)		
メールアドレス			
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合			
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(5) 薬剤師名簿登録番号	第 <input type="text"/> 号	(6) 薬剤師名簿日	
		1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日	
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種別	業務の種類	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外)	
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)	
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)	
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者	
	大学	11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業	
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者		
従事先 (8)及び(9)は、(7)欄の01～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。			
ふりがな			
(8) 名称	代表電話 (- -)		
(9) 所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	都道府県	市区町村	
(10)及び(11)は、(7)欄の01～11及び13～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。			
(10) 就業形態	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
12月1日～7日の勤務時間を1つ○で囲むこと。	1 常勤(勤務時間32時間以上)	2 非常勤(8時間未満)	
	3 非常勤(8時間～16時間未満)	4 非常勤(16時間～24時間未満)	
	5 非常勤(24時間～32時間未満)		
(11) 休業の取得(取得中の者のみ)	1 産前・産後休業	2 育児休業	
	3 介護休業		
(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等	国立	01 北海道大学 02 東北大学 03 千葉大学 04 東京大学 05 富山大学 06 金沢大学 07 京都大学 08 大阪大学 09 岡山大学 10 広島大学 11 徳島大学 12 九州大学 13 長崎大学 14 熊本大学	
	公立	15 岐阜薬科大学 16 静岡県立大学 17 名古屋市立大学	
	私立・外国薬学校	18 北海道医療大学 19 北海道科学大学 20 青森大学 21 岩手医科大学 22 東北医科薬科大学 23 医療創生大学 24 奥羽大学 25 国際医療福祉大学 26 高崎健康福祉大学 27 城西大学 28 日本薬科大学 29 城西国際大学 30 千葉科学大学 31 帝京平成大学 32 東京理科大学 33 東邦大学 34 日本大学 35 北里大学 36 慶應義塾大学 37 昭和大学 38 昭和薬科大学 39 東京薬科大学 40 星薬科大学 41 武蔵野大学 42 明治薬科大学 43 帝京大学 44 横浜薬科大学 45 新潟薬科大学 46 北陸大学 47 愛知学院大学 48 金城学院大学 49 名城大学 50 鈴鹿医療科学大学 51 京都薬科大学 52 同志社女子大学 53 立命館大学 54 大阪大谷大学 55 大阪医科薬科大学 56 近畿大学 57 摂南大学 58 神戸学院大学 59 神戸薬科大学 60 兵庫医療大学 61 姫路獨協大学 62 武庫川女子大学 63 就実大学 64 広島国際大学 65 福山大学 66 安田女子大学 67 徳島文理大学 68 松山大学 69 第一薬科大学 70 福岡大学 71 長崎国際大学 72 崇城大学 73 九州保健福祉大学 74 外国の薬学校	
	大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)		
	大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。		
	(13) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)	
		都道府県	外国
	(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
		同意しない場合	
	(15) 備考		

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。
メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「E」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- (5) 薬剤師名簿登録番号 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種類 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02 開設者又は法人の代表者(管理者以外)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03 勤務者(管理者)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04 勤務者(管理者以外)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他(治験、検査等)	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08 その他(治験、検査等)	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護施設	09 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11 勤務者(研究・教育)	大学において、教育又は研究に従事している者(教授、准教授、講師、助教等)
	12 大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生、又は研究生
医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)	製薬会社(その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業、又は製造業に従事している者(企業から派遣される治験コーディネーターを含む。)
	14 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者(旧薬種商を含む。)
	15 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者(既存配置販売業を含む。)
	16 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記施設以外の設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含めない。

- (8) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種類」欄で01～18に該当する者は、必ず記入する。
- (9) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 就業形態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
- (11) 休業の取得 令和4年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (15) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。

医師・歯科医師・薬剤師統計

東京都集計結果報告

—令和4年12月実施—

登録番号(6)69

令和6年9月発行

編集・発行 東京都保健医療局総務部総務課統計調査担当

新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03(5321)1111(代表)

32-025(都庁内線)

印刷 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場

東京都大田区大森西二丁目22番26号

電話番号 03(3762)7611

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。